第十八条中「記載した届出書を」を削り、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改める。

第十九条第三項中「と合併」の下に「（適格消費者団体である法人が存続するものを除く。以下この条及び第二十二条第二号において同じ。）」を加え、同条第四項中「適格消費者団体は」を「適格消費者団体である法人及び適格消費者団体でない法人は、共同して」に改める。

第二十条第四項中「適格消費者団体は」を「適格消費者団体である法人及び適格消費者団体でない法人は、共同して」に改める。

第三十一条第一項中「財産目録、貸借対照表、収支計算書」を「財産目録等」に、「以下」を「次項第五号及び第五十三条第六号において」に改め、同条第二項を削り、同条第三項第八号を削り、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、同条第六項中「第三項第三号」を「第二項第三号」に改め、「及び第八号」を削り、同項を同条第五項とする。

第三十四条第一項中「次の」の下に「各号の」を加え、同条第三項中「第八十六条第二項各号」を「第九十二条第二項各号」に改める。

第三十五条第一項中「第八十六条第二項各号」を「第九十二条第二項各号」に改め、同条第四項中「次の」の下に「各号の」を加え、同項第一号中「第八十六条第二項各号」を「第九十二条第二項各号」に改め、同条第五項中「次の」の下に「各号の」を加える。

第五十条を次のように改める。

第五十条　偽りその他不正の手段により第十三条第一項の認定、第十七条第二項の有効期間の更新又は第十九条第三項若しくは第二十条第三項の認可を受けたときは、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

２　第二十五条の規定に違反して、差止請求関係業務に関して知り得た秘密を漏らした者は、百万円以下の罰金に処する。

第五十一条中「次の」の下に「各号の」を加え、「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「した者」を「したとき。」に改め、同条第三号及び第四号中「者」を「とき。」に改める。

第五十二条第一項中「前三条」を「第四十九条、第五十条第一項又は前条」に改める。

第五十三条中「次の」の下に「各号の」を加え、同条第七号を削り、同条第八号中「第三十一条第三項」を「第三十一条第二項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第九号中「第三十一条第五項」を「第三十一条第四項」に、「同条第四項各号」を「同条第三項各号」に改め、同号を同条第八号とし、同条第十号中「第三十一条第六項」を「第三十一条第五項」に改め、同号を同条第九号とし、同条第十一号を同条第十号とする。

（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正）

第二条　消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律

目次中「第十一条」を「第十二条」に、「対象債権」を「対象債権等」に、「第十二条・第十三条」を「第十三条・第十四条」に、「第十四条―第二十四条」を「第十五条―第二十五条」に、「通知及び公告等（第二十五条―第二十九条」を「公告及び通知等（第二十六条―第三十二条」に、「第三十条―第四十七条」を「第三十三条―第五十条」に、「第四十八条・第四十九条」を「第五十一条・第五十二条」に、「第五十条・第五十一条」を「第五十三条―第五十五条」に、「第五十二条―第五十五条」を「第六十一条―第六十四条」に、「第六十条―第六十四条」を「第六十五条―第七十条」に、「第六十五条―第七十四条」を「第七十一条―第八十条」に、「第七十五条―第八十四条」を「第八十一条―第九十条」に、「第八十五条―第八十七条」を「第九十一条―第九十三条」に、「第八十八条―第九十四条」を「第九十四条―第九十七条」に、「第九十八条―第百六条」を「第四章　消費者団体訴訟等支援法人
第一節　消費者団体訴訟等支援法人の認定等（第百七条・第百八条）
第二節　支援業務等（第百九条―第百十三条）
第三節　監督（第百十四条・第百十五条）
第五章　雑則（第百十六条―第百二十二条）
第六章　罰則（第百二十三条―第百二十八条）」に改める。

第四章の章名を削る。

第一節の節名を削る。

第一条中「財産的被害に」を「財産的被害等（財産的被害及び精神上の苦痛を受けたことによる損害をいう。以下同じ。）に」に、「財産的被害を」を「財産的被害等を」に改める。

第二条第四号中「財産的被害」を「財産的被害等」に改め、「事業者」の下に「、事業者に代わって事業を監督する者（次条第一項第五号ロ及び第三項第三号ロにおいて「事業監督者」という。）又は事業者の被用者（以下「事業者等」と総称する。）」を加え、同条第五号中「事業者」を「事業者等」に改め、同条第七号中「対する」の下に「第三十三条第二項に規定する」を加え、「をし、その」を「をし、第四十六条第一項に規定する」に、「により、その」を「により、同項に規定する」に改め、「対象債権」の下に「及び第十一条第二項に規定する和解金債権（以下「対象債権等」という。）」を加え、同条第八号中「対象債権」を「対象債権等」に改め、同条第九号ロ中「対象債権に」を「対象債権等に」に、「第六十一条第一項第三号」を「第六十六条第一項第三号」に、「第六十一条第一項第一号」を「第六十六条第一項第一号」に改め、同条第十号中「第六十五条」を「第七十一条」に改める。

第三条第一項中「、消費者契約」を「消費者契約」に、「次に」を「第一号から第四号までに掲げる請求及び第五号イからハまでに掲げる者が消費者に対して負う金銭の支払義務であって消費者契約に関する同号に」に改め、同項第四号中「限る」を「限り、次号（イに係る部分に限る。）に掲げるものを除く」に改め、同項に次の一号を加える。

五　事業者の被用者が消費者契約に関する業務の執行について第三者に損害を加えたことを理由とする次のイからハまでに掲げる者に対する当該イからハまでに定める請求

イ　事業者（当該被用者の選任及びその事業の監督について故意又は重大な過失により相当の注意を怠ったものに限る。第三項第三号において同じ。）　民法第七百十五条第一項の規定による損害賠償の請求

ロ　事業監督者（当該被用者の選任及びその事業の監督について故意又は重大な過失により相当の注意を怠ったものに限る。第三項第三号ロにおいて同じ。）　民法第七百十五条第二項の規定による損害賠償の請求

ハ　被用者（第三者に損害を加えたことについて故意又は重大な過失があるものに限る。第三項第三号ハにおいて同じ。）　不法行為に基づく損害賠償の請求（民法の規定によるものに限る。）

第三条第二項中「及び第四号」を「から第五号まで」に改め、同項第六号を次のように改める。

六　精神上の苦痛を受けたことによる損害（その額の算定の基礎となる主要な事実関係が相当多数の消費者について共通するものであり、かつ、次のイ又はロのいずれかに該当するものを除く。）

イ　共通義務確認の訴えにおいて一の訴えにより、前項各号に掲げる請求（同項第三号から第五号までに掲げる請求にあっては、精神上の苦痛を受けたことによる損害に係る請求を含まないものに限る。以下このイにおいて「財産的請求」という。）と併せて請求されるものであって、財産的請求と共通する事実上の原因に基づくもの

ロ　事業者の故意によって生じたもの